

山梨県公報

第二千四百八十号

平成二十七年

一月二十九日

木曜日

目次

- 道路の区域変更(三件)……………五一
- 有害図書類の指定……………五二
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………五二
- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………五三
- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知……………五四
- 農用地利用配分計画の認可(二件)……………五四
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六〇

告示

山梨県告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
大月市七保町瀬戸字小俣川五七番の一地先	旧	五・一	三二八・九

山梨県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 梁川猿橋線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
大月市猿橋町藤崎字原中段一〇四八番の三地先から 大月市猿橋町藤崎字岡ノ原一〇二二番の一地先まで	旧	九・五	一七六・八
	新	九・五	一七六・八
大月市猿橋町藤崎字原中段一〇四八番の五地先から 大月市猿橋町藤崎字岡ノ原一〇二二番の一地先まで	旧	五・七	七五・六
	新	五・七	七五・六

山梨県告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所

所において、この告示の日から平成二十七年二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 湯之奥上之平線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町湯之奥字永屋泉水四〇八番の五地先から 南巨摩郡身延町湯之奥字永屋泉水四〇八番の三地先まで	一一・二〇 一一二・一	一〇・五〇 一六・八		一七・七

山梨県告示第二十四号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十七年一月二十九日から施行する。

平成二十七年一月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
実話ナックルズ 1月号	ミリオン出版
Boy, sピアス 1月号	マガジン・マガジン
超絶!アイドル封印映像2014決定版	マイウェイ出版
コミックアムール 1月号	マガジン・マガジン
aya 1月号	宙(おおぞら)出版

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。
 平成二十七年一月二十九日

山梨県知事 横内正明

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ケア ビス	ケアビス訪問 看護リハビリ ステーション	山梨県甲府市湯村一 丁目九番二十四号コ ーポ湯村一〇三	介護予防訪問看 護 訪問看護	平成二十六 年十一月一 日
社会福祉法人 ひかりの里	お城の東指定 居宅介護支援 事業所	山梨県甲府市中央二 丁目三番七号	居宅介護支援	同
株式会社ヨシ カワ	デイサービス やわら	山梨県甲府市德行五 丁目十三番二十二号	介護予防通所介 護 通所介護	同
株式会社JS P	デイサービス はづき	山梨県富士吉田市下 吉田東四丁目九番十 六号	通所介護	同
社会福祉法人 平成福祉会	デイサービス いきがい	山梨県大月市猿橋町 桂台一丁目百番一号	介護予防通所介 護 通所介護	同
新日本通産株 式会社	あい甲西	山梨県南アルプス市 古市場五百九十五番	介護予防通所介 護 通所介護	同

株式会社ひがし	和楽デイサービスセンター	山梨県笛吹市石和町小石和百六十七番地七	介護予防通所介護	同
株式会社北杜の家	デイサービスほくとのかい	山梨県北杜市小淵沢町上笹尾三千三百三十二番地二千五百六十	介護予防通所介護	同
同	ヘルパーステーションほくとのかい	山梨県北杜市小淵沢町上笹尾三千三百三十二番地二千五百六十	介護予防訪問介護 訪問介護	同
株式会社エ・ビーナ	在宅福祉エ・ビーナ甲府南	山梨県甲府市大里町四千四百四十四番地四	介護予防通所介護	平成二十六年十一月四日
株式会社日知リハ	訪問看護ステーションかいじ	山梨県笛吹市石和町窪中島百二十九番地一	介護予防訪問看護 訪問看護	平成二十六年十一月七日
有限会社小春日和	通所介護「庵雅楽」	山梨県甲府市中小河原町千六百七番地一	介護予防通所介護 通所介護	平成二十六年十一月二十一日

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字大指八四六〇の乙八一	水越福本
南都留郡道志村字大指乙八四六〇の三七（次の図に示す部分に限る。）	佐藤信治
南都留郡道志村字大指八四六〇の乙七三	佐藤久右工門、佐藤峯松、佐藤乙松、佐藤共治、佐藤芳藤、佐藤辰治郎、佐藤浅太郎、佐藤菊松、佐藤隆雄、佐藤理右工門、佐藤庸一、佐藤勇次郎、佐藤由太郎、佐藤藤太郎、佐藤幸太郎、佐藤倉吉、佐藤才太郎、佐藤谷五郎、佐藤文作、佐藤崑八、佐藤寿吉、佐藤彦太郎、佐藤伝長、佐藤呉三郎、佐藤甫五郎、佐藤鷺之助、佐藤照為、佐藤金治郎、佐藤幸作、佐藤台治郎、佐藤茂作、佐藤国太郎、水越小三郎、水越勇右工門、水越久米治郎、水越辰治郎、杉本重治郎、杉本甚兵衛、杉本柝一郎、杉本国太郎、佐藤小左工門、佐藤京之助

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十六年十二月十五日山梨県告示第三百四十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡富士河口湖町河口字入山二六四九の二、二 梶原憲之六四九の四	

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十六年十二月十八日山梨県告示第三百五十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

平成二十七年一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町字小川三二八、字上登五三〇	有泉才次郎、有泉敏男、小林善助、小林定太郎、小林法大、山口幸作、山口直義

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年十二月十六日農林水産省告示第千八百九十二号

● 農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十七年一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称 居住し、又は所在する市町村	所 在 面積(平方メートル)
農事組合法人茶工房ま るわ 南部町	南巨摩郡南部町本郷字下街 塗二百七番外二筆 一、三〇一

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部農村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日

平成二十七年一月二十三日

● 農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十七年一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称 居住し、又は所在する市町村	所 在 面積(平方メートル)
堀内 治 富士吉田市	富士吉田市上吉田字大久保 二千九十七番外十九筆 二九、五九六
宮下 正名 富士吉田市	富士吉田市大明見字鴨川千 八百九十七番外一筆 一、五一〇
高橋 正浩 富士吉田市	富士吉田市上吉田下小佐野 一、四五〇

窪田 幸仁	山梨市	山梨市中村字下沼二百七番 外三筆	百五十六番一外一筆	二、三一〇
平山 裕海	山梨市	山梨市歌田字北川原千百三 十七番		一、二九三
田草川 茂	山梨市	山梨市歌田字樋口三百十番 一		一、三九九
中山 浩貴	山梨市	山梨市下栗原字久保田八百 二十二番一外一筆		二、三四六
降矢 隆	山梨市	山梨市牧丘町窪平字塚田九 百八十番一外四筆		一、〇五一
広瀬 正人	山梨市	山梨市大野字三十六千六百 八十一番		二九三
奥山 利定	山梨市	山梨市大野字三十六千七百 九十七番一		八五五
岡 辰也	山梨市	山梨市牧丘町倉科字梅ノ窪 六千三百二十四番一外一筆		一、三九三
岡 和彦	山梨市	山梨市牧丘町倉科字琵琶窪 五千三百三十六番一		七六二
藤卷 慶太	山梨市	山梨市万力字足原田九百四 十一番二外二筆		四七七
藤卷 博己	山梨市	山梨市万力字獅子岩二千百 六十八番外二筆		一、五六五
				三、九七九

山下 孝次	山梨市	山梨市万力字獅子岩二千百十五番外一筆	一、一一八
中島 光一	山梨市	山梨市万力字大地窪二千三百八十五番一	一、〇三〇
大森 政昭	山梨市	山梨市南字コブケ三百九十一番外四筆	一、五七四
遠山 富彦	山梨市	山梨市正徳寺字柳川二千四十一番外二筆	一、四七二
古屋 景仁	山梨市	山梨市江曾原字井坪三百三番	一、〇〇一
根津 昌功	山梨市	山梨市三ヶ所字木戸四百五十八番	一、一六五
伊藤 一	山梨市	山梨市正徳寺字柳田三百二十五番	三九五
奥山 内支	山梨市	山梨市正徳寺字柳田三百四十六番	一、五五九
早川 重美	山梨市	山梨市一町田中字鍋田九百八十一番一外一筆	六六七
小泉 英夫	山梨市	山梨市市川字犬塚八十六番一	一、一二二
代永 一彦	山梨市	山梨市市川字犬塚百十六番一	一、一七二
	山梨市	山梨市正徳寺字泥於根二千三百三番十外二筆	一、七八七
	山梨市	山梨市万力字獅子岩二千百	二、一八六

寺井 康夫	山梨市	山梨市万力字唐土宮千六百五十一番	三五一
田草川 直樹	山梨市	山梨市一町田中字鍋田九百九十五番一	八三一
佐藤 文昭	山梨市	山梨市一町田中字鍋田九百八十二番一	一、七〇三
鶴田 實	山梨市	山梨市南字コブケ四百十六番一外二筆	八九七
中沢 一成	山梨市	山梨市南字滝ノ平千六百六十一番外一筆	一、五二六
高田 弘	山梨市	山梨市正徳寺字欠ヶ下八百六十一番二	一、〇一九
三枝 司	山梨市	山梨市一町田中字梨ノ木二百三十三番一	一、一五七
辻 則夫	山梨市	山梨市一町田中字境田六百二十六番	三五三
藤巻 豊彦	山梨市	山梨市下神内川字宗高三百九番	八五九
三澤 益弘	山梨市	山梨市下神内川字馬耙田八百四十六番一	四一三
椿田 秀秋	山梨市	山梨市下神内川字宗高三百十二番外三筆	二、六五六
三澤 和祐	山梨市	山梨市下神内川字馬耙田八百三十四番	一、二六九

日野原 利	堀内 誠貴	丹澤 修	野澤 明弘	澤登 一治	岸本 春仁	窪田 今朝 富	藤巻 義彦	矢崎 力	武藤 良則	有限会社ビ ーチ専科ヤ マシタ	廣瀬 和夫	
山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	
山梨市一町田中字小沢八百	山梨市三ヶ所字榎田二百四十二番	山梨市中村字中沼百八十五番一	山梨市東字大久保二千七百八十六番四十六外一筆	山梨市牧丘町倉科字田處五千六百五十九番一外二筆	山梨市牧丘町北原字上ノ向千六百三十二番三	山梨市南字滝ノ平千四百九十三番外一筆	山梨市下神内川字下川原九百十五番一	山梨市一町田中字小沢八百九十四番外一筆	山梨市西字中村七十九番一	山梨市正徳寺字河原千六百七十九番一	山梨市大野字三十六千六百八十四番一外二筆	
五、一〇四	一、二一六	五六六	一、八一三	二、一九九	二、二三〇	一、七一八	七二一	二、〇四二	一、二八七	一、三九〇	一、六六〇	
遠山 善明	雄	渡辺 修身	椋田 茂	渡辺 正美	小林 剛士	有限会社菅 農塾マルニ	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市
笛吹市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市
笛吹市御坂町蕎麦塚字道中	七十八番外四筆	山梨市落合字山口八百六十四番一	山梨市万力字藤塚二千五百八十三番外二筆	山梨市牧丘町西保下字荒墓四千二百六十番外三筆	甲州市勝沼町上岩崎字下川窪七百三十八番外三筆	山梨市下井尻字十王堂千四百番外七筆	山梨市七日市場字上川窪千二百三十七番外四筆	山梨市七日市場字東原八百九十二外六筆	山梨市小原東字白山三百二十九番一外三筆	山梨市七日市場字向田三百八十五番一外七筆	山梨市牧丘町倉科字滝ノ沢二千六百八十番一外二筆	甲州市塩山小屋敷字扇山二千三百十三番四十七外十一筆
一、五七六	二、八二八	一、五九五	一、六〇八	四、七三六	三、九八七	二、五三八	四、〇二五	一、八八一	三、二二八	九八七	七、五七六	一、五七六

野沢 義次	須田 佳彦	小澤 浩之	農業生産法人葡萄専心株式会社	渡辺 東	加藤 勝彦	AN I J A P	農業生産法人株式会社	窪田 智雄	宮澤 廣		
笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市		
笛吹市春日居町小松字橋ノ	笛吹市八代町高家字塚田六百八十九番外四筆	笛吹市御坂町尾山字源五二百四十八番外一筆	笛吹市八代町南字廐甲三千九百八十番一外四筆	笛吹市八代町高家字御崎九百十三番一外一筆	笛吹市八代町南字真道沢千六百八十二番	笛吹市石和町中川字宮ノ前千八十五番外四筆	笛吹市石和町下平井字真行田八百二十番外二筆	笛吹市春日居町熊野堂字狐塚百三十番一外五筆	笛吹市八代町北字観音田二千二百八十八番外八筆		
三四二	二、三〇六	二、六三一	四、六九七	六六六	七五一	一一、〇九二	二、一一三	七、一一六	二、三九三		
岡 茂雄	近藤 義行	日野原 邦男	田中 巽	小池 賀津也	株式会社浅間園	鈴木 一男	前島 敏彦	前島 一仁	高野 卓	杉山 光明	鈴木 公夫
笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市
笛吹市境川町小黒坂字柳原二千十六番外二筆	笛吹市一宮町下矢作字覚沢二百三十五番	笛吹市春日居町桑戸字長塚千二百三十六番外四筆	笛吹市春日居町別田字立石町三百六十九番一外二筆	笛吹市御坂町藤野木字向井千六百五十四番	笛吹市一宮町東新居字下久保田六百二十三番一外七筆	笛吹市一宮町東新居字向原九百五十二番外一筆	笛吹市一宮町東新居字亀山千三百四十一番外六筆	笛吹市一宮町土塚字粟塚八百六十四番七外一筆	笛吹市八代町高家字山宮二千六百六十六番二	笛吹市御坂町蕎麦塚字大坊領百十一番一外二筆	笛吹市八代町米倉字角田千二百十九番
一、五三〇	七三一	一、一六三	一、八四五	一、五五二	六、二四五	三、〇一一	四、八一四	一、七一九	八五九	三、六一五	二三八
根七百四十二番外二筆											
許百九十五番一											

板倉 由加子	笛吹市	笛吹市境川町石橋字国曾田五百五十二番外一筆	一、七二〇
北村 学	笛吹市	笛吹市八代町永井字穴田四百二十三番二外八筆	二、六六七
加賀美 洋	笛吹市	笛吹市八代町増利字門ノ内千七百七十二番	一、九〇四
鶴田 良文	笛吹市	笛吹市八代町南字柳田四千九百十五番	二、七二九
有会社マ ルサフル ツ古屋農園	笛吹市	笛吹市一宮町国分字南森九百六十三番三外三筆	二、三七一
内藤 運富	笛吹市	笛吹市一宮町国分字堀米三百五番一	八〇九
末木 治	笛吹市	笛吹市八代町大間田字阪東十九番五	四七〇
岩下 和也	笛吹市	笛吹市八代町大間田字阪東十九番四	四〇〇
倉田 俊彦	笛吹市	笛吹市御坂町大野寺字横田四百九十四番外一筆	二、九三七
弦間 豊子	笛吹市	笛吹市御坂町下黒駒字富士塚二千二百九十番	一、一二〇
日野原 廣	笛吹市	笛吹市春日居町桑戸字梅木田五百八十番一外一筆	一、六一五
網野 務	笛吹市	笛吹市御坂町井之上字金清寺下割四百十五番一外一筆	一、五二〇

山下 和夫	笛吹市	笛吹市一宮町上矢作字水なし六百十七番	一、五〇七
佐藤 雄二	甲州市	山梨市南字滝ノ平千七百十二番二外一筆	一、二〇七
芦沢 輝久	甲州市	甲州市塩山藤木字南堀込六百六番外一筆	三、一一五
向山 敏	甲州市	甲州市塩山竹森字赤坂千二百七十七番一外二筆	二、二五三
早川 實	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字工宮千二百二十番	九八〇
吉田 哲也	甲州市	甲州市塩山三日市場字中原四百九十七番一外三筆	三、三四五
北井 武文	甲州市	甲州市塩山千野字身洗田千四百二十八番外二筆	二、九二七
志村 実木男	甲州市	甲州市塩山西広門田字深田八百三十七番一外一筆	二、一一二
三森 正光	甲州市	甲州市勝沼町菱山字拾石原三千六百十五番	一、二五七
古屋 俊幸	甲州市	甲州市勝沼町菱山字菖蒲沢四千百三番	一、二八八
寺澤 喜美	甲州市	甲州市塩山牛輿字岩ノ下千九百三十八番外二筆 甲州市大和町日影字長柿千	四、三二四 一、八六五

